

○環境省告示第八十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号二、第二号二、第三号ハ及びニ並びに別表第一の二第十四号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十月十八日

環境大臣 細野 豪志

一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質は、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合物並びにスチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合物の混合物（分子量が三千以上三万以下のもの及びその混合物であつて、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合物の濃度が四重量パーセント以下かつスチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合物の濃度が二十重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。

二 海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、塩化マグネシウム含有物（塩化マグネシウムの濃度が一重量パーセント以上二十一重量パーセント以下のものであって、塩化カリウムの濃度が七重量パーセント以下かつ塩化カルシウムの濃度及び塩化ナトリウムの濃度がそれぞれ一重量パーセント以上八重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。